

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

昭和 37 年 8 月 14 日 建設省都発第 194 号

建設省都市局長から都道府県知事、指定都市の長あて

最終改正 平成 23 年 2 月 15 日 国都防第 44 号

第 1 目 的

主として都市計画区域内における都市施設が災害をうけた場合、又は、市街地が堆積土砂による災害をうけた場合において、地方公共団体若しくは土地区画整理組合が行う災害復旧事業、又は、地方公共団体が行う堆積土砂排除事業に対して、国は、この基本方針によって予算の範囲内で地方公共団体（土地区画整理組合の維持管理に属する街路に係る災害復旧事業にあつては、その災害復旧に要する経費の補助を行う都道府県又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。））に補助を行い、これらの災害を速やかに復旧し、もって民生の安定を図り公共の福祉を確保することを目的とする。

第 2 定 義

- 1 この基本方針において、「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害をいう。
- 2 この基本方針において、「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設等の従前の効用を復旧するための事業を行うことを含む。以下同じ。）ことを目的とするものをいう。
- 3 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設等をするを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。
- 4 この基本方針において、「都市計画区域」とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した都市計画区域をいう。
- 5 この基本方針において、「土地区画整理組合」とは、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 3 条第 2 項に規定する土地区画整理組合をいう。
- 6 この基本方針において、「都市施設」とは、地方公共団体（鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 7 条第 1 項の鉄道事業者であるものを除く。）又は土地区画整理組合の維持管理に属する街路及び地方公共団体の維持管理に属する都市排水施設等をいう。
- 7 この基本方針において、「市街地」とは、都市計画区域内及び同区域外の人家、工場等の集落地をいう。
- 8 この基本方針において、「堆積土砂」とは、災害により発生した土砂の流入、崩壊等により堆積した異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。

9 この基本方針において、「堆積土砂排除事業」とは、一の市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が30,000立方メートル以上であるもの、又は2,000立方メートル以上の一団をなす堆積土砂、又は、50メートル以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量が2,000立方メートル以上であるもので、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業をいう。

イ 都市計画区域内にあつては、都市施設以外の地域に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。）

ロ 都市計画区域外にあつては、市街地に堆積したものについて市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く。）

ハ 上記イ、ロ、にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの

第3 適用除外

この方針は、次の各号に掲げる災害復旧事業については、適用しないものとする。

- 1 施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係るものにあつては120万円に、市町村（指定都市を除き、地方自治法第284条第1項から第3項までに規定する組合（第1項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係るものにあつては60万円に満たないもの。
- 2 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。
- 3 維持工事とみるべきもの。
- 4 明らかに設計の不備、又は工事施行の粗漏に起因し生じたもの。
- 5 甚しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたと認められる災害に係るもの。
- 6 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの。
- 7 その他別に定めるもの。

第4 事業費の範囲

- 1 国が補助する都市災害復旧事業の事業費は、都市災害復旧事業等のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、及び機械器具費の合計額とする。
- 2 前号に規定する工事費には応急工事費を含むものとする。
- 3 前号に規定する応急工事費は、本工事の一部又は全部となるもののみとする。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から適用する。